

**鳥取県告示第522号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、南部町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（日本測地系から世界測地系への座標変換）
- 2 作業地域 西伯郡南部町北方地内
- 3 終了年月日 平成23年7月15日